不正軽油撲滅NEWS 2 H18年6月発行

不正軽油は、 作らない、買わない、使わない

富山県不正軽油防止対策協議会 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 🗻 富山県経営管理部税務課内 TEL076-444-3178 FAX 076-444-3487

「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様に紹介し ています。不正軽油の流通をくい止めるためにも、ぜひ、情報をお寄せください。 皆様からの情報が、不正軽油撲滅に繋がります!

不正軽油に関する罰則強化!

平成18年度の地方税法改正により、6月1日から「供給者罰則」が施行されました。 「供給者罰則」は、不正軽油の製造に使用される原材料を販売したり、資金や施設を提供

これにより、不正軽油に関わるすべての者が、罰則の対象となりました。

【供給者罰則の内容】

不正軽油の製造に使用されることを知りながら、

した者に対する罰則として新設されたものです。

原材料(灯油・A重油など)や薬品類(濃硫酸など)を提供したり 資金や施設、土地、車両、機械・器具などを提供すると

【罰則】 「3年以下の懲役」 若しくは 「300万円以下の罰金」 が科されます。 法人に対しては「最大2億円の罰金」 が科されます。

(参考)・不正軽油であることを知りながら運搬、保管、取得すると・・・

「2年以下の懲役」又は「200万円以下の罰金」 不正軽油譲受罪 法人に対しては「最大1億円の罰金」

・軽油等の製造の承認を受ける義務に違反すると・・・

製造承認義務違反 「5年以下の懲役」又は「500万円以下の罰金」 法人に対しては「最大3億円の罰金」

「不正軽油撲滅宣言事業所」登録状況

協議会では、軽油の販売や使用をしていらっしゃる県内事業所を対象に、自ら不正軽油の撲 滅宣言をしていただける事業所の募集・登録を実施しています。

5月末までに、678事業所に登録をいただいております。

「不正軽油撲滅宣言事業所」一覧は、協議会ホームページでご覧になれます。

富山県税務課 HP(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1107/index.html) 軽油引取税 「富山県不正軽油撲滅宣言事業所」登録事業所

不正軽油の売り込みがあったとき、 不審なローリー車を見かけたときなどは、

「軽油110番」または 「総合県税事務所」までお電話を! 軽油 110番 076-444-8110 総合県税事務所 076-444-4507